

NHK コールセンター不当解雇事件原告に勝訴判決を

一月二二日 判決言渡し

NHK視聴者コールセンター（現NHKふれあいセンター）から解雇された山本さんが解雇無効を訴えた裁判で、昨年十一月三十日、横浜地裁川崎支部（飯塚宏裁判長）の判断は、解雇を是とする不当なものでした。この不当判決を許さず、裁判闘争は行われ、控訴以来、二回の口頭弁論は行われてきました。高裁十六民事部、八〇八号法廷において、岩井伸晃裁判長から、判決言渡があります。

真面目に働いてきた女性

山本さんが働いていたコールセンターは主に、有期契約で働く女性が電話等による視聴者対応をしており、不満やストレス発散狙いのクレマー、わいせつ発言を繰り返す人物への対応など必要とする精神的に疲弊する職場でした。また、業務処理ルールも朝礼暮改で、上司の誤解などから意味なく注意を受けるといった風通しの悪い職場でした。意見や要望をセンター幹部に訴えても無視されるか次の雇用が無くなるといった状況でした。

ハラスメント容認のNHK

山本さんは全川崎地域労働組合に加盟して、こうした点の改善を求め続けてきました。無期雇用転換制度を宣伝し、通勤手当の支給も実現。職場同僚の信頼も集め、職場代表にも選ばれました。わいせつ電話への処置も団体交渉で求めましたが、センター側は「規則だからわいせつ電話も受けるように」ととんでもない指示までしてきました。NHKサービセンター側の人格軽視の態度や職場環境を批判する山本さんを苦々しく思い、職場から追い出す機会を狙っていたセンター側は、山本さんが「センターのセクハラ対応はおさなり」と批判すると、待っていたとばかりに「指導に従わない」と解雇したのです。

不当労働行為解雇・高齢者雇用安定法違反解雇

こうした行為は組合活動を理由とした不利益あつかを禁じる労働組合法や六十五才までの雇用確保を求めめる高齢者雇用安定法を踏みにじる行為です。風通しのいい職場環境をNHKコールセンターに実現するためにも、こうした見せしめの解雇は許せません。ご支援をお願いします。

判決日行動にご参加ください。

高裁前宣伝行動 一二時三〇分
裁判傍聴高裁八〇八号法廷 一三時三〇分
裁判判決結果報告集会 一四時一五分

NHKのコールセンター解雇事件とは

原告は視聴者からの電話対応を17年間担当してきました。「定年後の雇用は継続せず」と事実上の解雇を強行されました。2021年11月の横浜地方裁判所川崎支部（飯塚宏裁判長）は、NHKが原告を解雇した理由は原告の労働組合活動を嫌悪した不当労働行為である事実を目をそむけ、NHK側の偽証を一方向的に採用して、解雇を有効とする不当な判決をしました。この判決を不当として東京高裁で闘ってきました。

全川崎地域労働組合

川崎市川崎区砂子 2-8-1 シャンボール砂子 401

電話：044-211-5164 fax:044-201-9989

mail:k-chikiiu@outlook.jp 2022年11月14日